

熊広県第430号
平成28年12月2日

熊本県警察カウンセリングアドバイザー運用要綱の制定について（通達）

熊本県警察カウンセリングアドバイザーの運用については、「「熊本県警察カウンセリングアドバイザー」運用要領の制定について（通達）」（平成25年12月27日付け熊広県第560号）により行っているところであるが、事務の合理化等ため、別添のとおり「熊本県警察カウンセリングアドバイザー運用要綱」を制定し、平成29年1月1日から施行することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

別添

熊本県警察カウンセリングアドバイザー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、熊本県警察カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

アドバイザーは、犯罪等（犯罪（刑事案件として立件されていない犯罪を含む。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の精神的被害の軽減、回復等のための支援活動に従事する警察職員の次に掲げる活動に対して必要な指導又は助言を行うこと及び警察職員へのカウンセリングに関する理解の向上を目的とした教養を行うことを任務とする。

- (1) カウンセリングの実施
- (2) 専門機関への紹介又は引継ぎ
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、専門的知識及び技能が必要なもの

第3 委嘱

- 1 警察本部長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、アドバイザーを委嘱するものとする。
 - (1) 被害者等の支援に関し、医学、心理学その他の専門的知識を有する者
 - (2) 被害者等の支援に理解があり、かつ、人格及び行動について社会的信望を有する者
 - (3) 熊本県内に居住地及び勤務地を有する者
- 2 1の委嘱は、警察本部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）がアドバイザー推薦書（別記様式第1号）により推薦した者のうちから行うものとする。
- 3 警察本部長は、アドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

第4 任期

- 1 アドバイザーの任期は、2年とし、再任することを妨げない。
- 2 アドバイザーが欠けた場合における補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

第5 解嘱等

- 1 警察本部長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 第3の1のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、アドバイザーとしての職務を遂行することができなくなったとき。

とき。

(3) アドバイザーたるにふさわしくない非行があったとき。

- 2 警察本部長は、アドバイザーを解嘱するときは、解嘱通知書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。
- 3 警察本部長は、アドバイザーから辞職の申出があったときは、これを承認するものとする。

第6 指導又は助言の要請等

- 1 所属長は、被害者等の支援活動についてアドバイザーの指導又は助言を必要とするときは、アドバイザー指導・助言要請書（別記様式第4号）により、広報県民課長に要請するものとする。
- 2 広報県民課長は、1の要請があった場合において、被害者等の支援活動のためアドバイザーによる指導又は助言が必要であると認めるときは、アドバイザーに当該要請に係る指導又は助言を依頼するものとする。
- 3 所属長は、アドバイザーから指導又は助言を受けたときは、その内容をアドバイザー指導・助言記録簿（別記様式第5号）により、広報県民課長に報告するものとする。
- 4 広報県民課長は、警察職員へのカウンセリングに関する理解の向上を目的とした教養の必要があると認めるときは、アドバイザーに当該教養を行うことを依頼するものとする。

第7 運用上の留意事項

- 1 アドバイザーを運用するに当たっては、アドバイザーに過度の負担を強いることのないよう配慮すること。
- 2 アドバイザーからの指導又は助言により、被害者等を専門機関に紹介し、又は引き継いだときは、当該機関との連携に配慮すること。
- 3 広報県民課長及び所属長は、指導又は助言を依頼した事案に関し、アドバイザーから調査等の依頼があったときは、適切に応じること。
- 4 広報県民課長は、アドバイザー又はアドバイザーであった者がその活動を通じて知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

第8 謝金

アドバイザーに謝金を支払うものとする。

第9 事務の所掌

アドバイザーに関する事務は、警察本部広報県民課において行う。